

令和5年度仙台市海外展開推進事業運営業務委託 実施要領

本要領は、令和5年度仙台市海外展開推進事業運営業務の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等に必要な事項を定めるものとする。

なお、本事業は令和5年度一般会計補正予算原案（令和5年第4回定例会）に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて、事業内容等の変更及び予算額の減額の可能性がある。また、補正予算の成立以前においては、受託候補予定者の決定となり、補正予算の成立をもって受託候補者とする。

1. 業務名

令和5年度仙台市海外展開推進事業運営業務

2. 事業目的

原油高・物価高の影響による企業収益の減少への対応や、円安を活かした地域の「稼ぐ力」の強化策の一つとして、海外市場への進出強化が国の経済対策において打ち出されたところである。将来的な人口減少に伴う市場の縮小も見込まれる一方で、仙台市内企業の海外展開の割合は全国や東北地方に比べて低い状況であることから、海外への進出強化が国において打ち出されたこの機を捉え、魅力的な製品・サービス等を持つものの海外展開に取り組んでいない市内企業を中心に裾野の拡大を図り、企業の収益力の維持・拡大を図るべく、海外販路開拓に向けて行う取り組みを支援する。

3. 業務の内容

別紙仕様書のとおり。

4. 提案上限額（契約上限額）

24,915千円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。

※契約金額は、企画提案書等を提出した各事業者からの見積額を参考に決定するものの、上限金額を超えた契約は行わない。

※契約金額には、別紙仕様書に記載した業務に要する全ての経費を含む。

5. 応募資格

次の要件をすべて満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て中又は更生手続き中、若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。
- (4) 仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）により指名の停止を受けていないこと。
- (5) 仙台市税（または、現在の主たる事業所所在市町村の市町村税）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。

6. 質問受付および回答

(1) 質問期間

令和5年12月7日（木）から 令和5年12月15日（金）午前12時まで

(2) 提出先

本要領5ページ「13 問い合わせ・書類の提出先」

- (3) 提出方法
質問事項等を質問票（様式第1号）に記入のうえ、電子メールで提出する。その際は、電話により質問を電子メールにより提出した旨連絡すること。
- (4) 回答
質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると判断される場合を除き、令和5年12月18日（月）までに市ホームページに回答を記載します。なお、質問書に対する回答は、本要領等の追加又は修正とみなします。

7. 参加手続

本プロポーザルへ参加を希望する者は、以下により書類を提出すること。

- (1) 提出期限
令和5年12月21日（木）午後5時必着
- (2) 提出先
本要領5ページ「13 問い合わせ・書類の提出先」
- (3) 提出方法
電子メール
- (4) 提出書類
 - ・参加表明書（兼誓約書）（様式第2号）
 - ・会社概要又は事業概要等※応募者の事業内容、事業の経歴・概要がわかるもの。パンフレット等でも可。

8. 企画提案書等の提出

本事業の受託を希望する者は、下記により応募申込書等を提出すること。

- (1) 提出期限
令和6年1月5日（金）午後5時（必着）
- (2) 提出先
本要領5ページ「13 問い合わせ・書類の提出先」
- (3) 提出方法
郵送または持参にて提出すること。
 - ・郵送の場合は、書留郵便等の記録が確実に残る方法により送付すること
なお、事故等による未着について本市は責任を負わない。
 - ・持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとし、持参予定時刻を事前に担当課宛てに連絡すること
- (4) 提出書類
 - ・応募申込書（様式第3号）…1部
 - ・企画提案書（様式第4号）…5部
 - ・必要経費の概算（任意様式、積算内訳を添付）…5部
 - ・履歴事項全部証明書（商業・法人登記簿謄本）…1部
 - ・提案者の概要が分かる資料（会社案内等）…5部
 - ・提案者の直近の決算書又はこれに類する書類（法人の決算書等）…1部
 - ・市税の滞納がないことの証明書又は主たる事業所所在地の市町村税（特別区にあっては都税）を滞納していないことの証明書…1部
 - ・消費税及び地方消費税に関する証明書（納税証明書又は未納税のない証明書）
- (5) 留意点
 - ・仕様書の記載に沿って、別紙（様式第3号）「令和5年度仙台市海外展開推進事業運営業務」をとりまとめ、A4版で記載すること。なお、様式はスライド資料等任意の様式を使用しても構わないが、記載する項目は様式第4号に従うこと。
 - ・必要に応じて、図表等を使用したり、別紙補足資料を添付しても構わない。
 - ・仕様書に記載されている事業を支援できる根拠、強み（手法、ネットワーク等）を提示

- ・すること。また、具体的な内容、工夫等およびスケジュール案を記載すること。
 - ・企画提案に係る費用は応募者の負担とする。
 - ・提出された書類等は、提出者に無断で本業務以外に使用しない。
 - ・提出された書類等は、審査及び説明のため、写しを作成し使用できるものとする。
 - ・提出期限を過ぎた後は、差替え及び再提出は不可とする。
 - ・提出された書類等は、返却せず、本市の責任において処分する
- (6) 提案が無効となる場合
- ・次のいずれかに該当する提案は無効とする。
 - ・応募資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
 - ・提案書等の提出書類に虚偽の記載を行った者による提案
 - ・上記4に示す提案上限額を超える提案
 - ・その他企画提案に関する条件に違反した提案

9. 審査

以下により、委託候補者を選定する。

(1) 審査方法

提案書等の提出書類をもとに以下の審査基準による書類審査及び面接審査を行う。

(2) 審査基準

以下の項目等について評価し、総合的な審査を行う。

① 業務実績 (20点)

事業を遂行するための十分な実績を有しているか

② 事業者の事業遂行能力 (40点)

事業遂行の実施体制が合理的なものとして具体的に示されているか
事業を遂行するための能力、ネットワークを有しているか

③ 事業の内容について (30点)

事業効果を高めるための創意工夫がなされているか
事業スケジュールが合理的なものとして具体的に示されているか

④ 事業に必要な経費について (10点)

事業を行うために必要な経費は具体的に見積もられているか。また内訳は適正かつ合理的なものか

(3) 審査委員会 (ヒアリング審査) の開催

以下の日時、会場において全提案者に対してヒアリング審査を実施する。

① 日時

令和6年1月12日(金) 午前9時30分～12時00分(予定)

② 会場

原則オンライン開催による審査会とする。使用するシステム等については、事前に提案者と調整することとし、通話環境に係るテスト等を行ったうえで、審査会を実施する。

③ 内容

提出された企画提案書をもとに、業務の実施方針等について口頭にて説明を行うこと。出席者は1社あたり3名以内とし、可能な限り本事業を実施する際の責任者に想定している者を主たる説明者とする。

④ 留意点

- ・面接審査の実施時間など詳細については、様式第3号応募申込書に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。
- ・新型コロナウイルス感染症等の状況によっては、書面審査のみとする場合もある。

(4) 通知

審査結果については、全提案者に対して郵送又はメールにより通知する。

10. 契約

(1) 契約方法

契約については、受託候補者と契約内容について協議の上、仙台市契約規則に定める随意契約を締結する。なお、その者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。

(2) 予算規模

24,915千円(消費税及び地方消費税含む。)を上限とし、採択提案内容等を市と調整し、契約金額を決定する。なお、委託費は、提案事業の遂行に必要な経費とし、委託内容からその妥当性が認められる範囲内とする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和6年3月29日(金)までとする。

(4) 委託費の支払条件

完了払(業務完了後、市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。)

(5) その他

- ・市は、提案書の内容を基にして、審査により選定された委託候補者と事前に委託料について協議のうえ、協議等が整ったときには、別途市が作成する業務委託仕様書に基づき随意契約を締結する。
- ・委託契約の締結にあたっては、最も評価の高かった提案書の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務委託の内容の詳細について委託候補者と別途協議のうえ、企画提案の内容の一部変更して契約することがある。
- ・協議が整った後に、委託候補者はあらためて詳細な経費を積算した見積書を提出するものとする。
- ・委託事業により生じた収入がある場合、委託費の一部を返還してもらうことがある。
- ・委託事業により生じた特許権等の知的財産権は、原則として市に帰属するものとする。ただし、市と協定を結ぶことにより、受託者に帰属させることができるものとする。

11. スケジュール(予定)

令和5年12月7日(木)	募集開始
令和5年12月7日(木)～15日(金)午前12時まで	質問受付期間
令和5年12月21日(木)午後5時まで	参加表明書(兼誓約書)提出期限
令和6年1月5日(金)午後5時まで	提案書等の提出期限
令和6年1月12日(金)午後9時30分～午前12時	審査委員会
令和6年1月16日(火)	審査結果通知
受託候補者との契約協議が整い次第	契約締結
令和6年3月29日(金)	事業完了

12. その他

- ・本事業の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他法令を遵守すること。
- ・受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- ・事業の円滑な実施のために、本事業の委託開始から終了までの間、事業の進捗状況を定期的に市に報告すること。
- ・本事業において広報等を行なう場合にあっては、市からの受託事業であることを明示すること。
- ・本事業の経理を明確にするため、委託先は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- ・本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後5年間は保存すること。また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は、協力すること。

- ・本事業の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じること。
- ・本業務の終了時に、実績報告書のほか配布物等必要な書類を提出すること。

1 3. 問い合わせ・書類の提出先

〒980-0803 仙台市青葉区国分町3丁目6番1号 仙台パークビル9階
仙台市経済局イノベーション推進部産業振興課 国際経済室
電子メール：kei008030@city.sendai.jp TEL：022-214-1005